

文部科学省政策評価基本計画

平成30年4月1日 文部科学大臣決定
平成30年8月31日 一部改定
平成31年4月1日 一部改定
令和2年4月1日 一部改定
令和3年8月31日 一部改定
令和4年9月15日 一部改定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成29年7月28日一部変更）に基づき、文部科学省政策評価基本計画（以下「基本計画」という。）を以下のとおり定める。

第1 計画期間

本基本計画の計画期間は平成30年度から5年間とする。

第2 政策評価の実施に関する方針

文部科学省における政策評価は、文部科学省が、その所掌する政策について、適時にその政策効果を把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や実施を的確に行うための重要な情報を提供するものと位置付けられる。この政策評価を実施するに当たっては、次の方針に基づくものとする¹。

1. 政策評価の目的

政策評価は、「企画立案 (Plan)」「実施 (Do)」「評価 (Check)」「反映 (Action)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中において、制度化されたシステムとして明確に組み込んで客観的かつ厳格に実施し、かつ、評価結果その他の政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につながるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的とする。

¹ 研究開発を対象とする評価の実施に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）等を踏まえて行う。

具体的には、政策²－施策³－事務事業⁴として整理される政策の階層構造に応じた体系に基づき、当該政策所管部局が政策評価を実施することにより、政策の質の向上を図ることを目指す。また、国民的視点に立った政策の実施を指向するとともに、政策のマネジメント・サイクルの客観性を確保することにより、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を目指す。

政策評価の実施に当たっては、所管する政策の特性等に応じた効果的な取組を進めていくとともに、実施の過程を通じ、政策形成能力の向上及び職員の意識改革を進め、政策評価制度の不断の改善等を図る。

2. 政策評価の方式

文部科学省の政策評価は、以下の方式により行うものとする。

(1) 実績評価方式

政策・施策を対象に、その実施後に、政策・施策の不断の見直しや改善に資する情報を提供することを目的として、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき政策目標、施策目標及び達成目標を設定し、それらに対する実績を定期的・継続的に測定し、その結果に基づく目標の達成度合いについて評価する方式

(2) 事業評価方式

事務事業等を対象に、その実施前に、事務事業等の内容の検討、採否の判断等に際して重要な情報を提供することを目的として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価（事前評価）するとともに、必要に応じ、事後の時点で事前の時点に行った評価内容を検証（事後評価）する方式

(3) 総合評価方式

政策の実施から一定期間を経過した後等に、特定のテーマに係る政策・施策等を対象に、政策効果の発現状況や、効果の発現に至る因果関係などを、ロジック・モ

²「政策」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり（「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）。「文部科学省の使命と政策目標」（別紙1）に示された政策目標に対応する。

³「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方針や対策と捉えられるもの（同ガイドライン）。「文部科学省の使命と政策目標」（別紙1）に示された施策目標に対応する。

⁴「事務事業」：上記の「具体的な方針や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの（同ガイドライン）。

デル⁵を適用するなどの方法により様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

なお、上記の方式の適用に当たっては、相互に連携しつつ、有機的に機能させていくことが重要である。

3. 政策の特性を踏まえた評価

文部科学省の政策は、教育、科学技術・学術、スポーツ及び文化と幅広く、しかもこれらは、未来への先行投資とも言えるものであり、効果が発現するまでに長期間を要するものが多い。加えて、地方公共団体をはじめとした多様な政策実施主体が関わることや民間活動の影響ともあいまって、政策とその効果との因果関係が複雑になる特性を持つ。

したがって、政策評価に当たっては、短期的な効果の発現のみに着目するのではなく、過去の政策に遡ってその政策が現在までに発現した効果を検証する、あるいはロジック・モデル等を用いて、目標と手段との関係を整理する等により複雑な効果の発現要因を分析するなど、効果的な評価の実施に努める。また、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所等との連携により、評価を含めた政策手法の調査研究を進めるとともに、民間シンクタンクや外部評価機関を活用するなどして、評価の一層の充実に努める。

第3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性のほか、公平性や優先性等の観点のうち、適切なものを選択、具体化し、総合的に評価する。文部科学省の政策の特性を勘案した、政策評価の観点の適用に当たっての基本的考え方は、次のとおりとする。

1. 必要性

政策効果から見て、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより評価を行う。

2. 効率性

⁵ ロジック・モデルとは、行政資源の投入（インプット）、行政の活動とその過程（アクティビティ、プロセス）、活動によって提供される財・サービス（アウトプット）、直接的に発生する成果（直接的アウトカム）、論理的帰結・時間経過・波及などによって中間的に実現する成果（中間アウトカム）、最終的に発現すべき成果（最終アウトカム）の間には明示的に示し得る因果関係があるはずとして、これらを流れ図や表の形で表したもの（「政策評価に関する基礎資料集」（平成29年10月総務省行政評価局））。

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより評価を行う。ただし、文部科学省の所管する教育、科学技術・学術、スポーツ及び文化の各分野は、効果及び便益を経済価値に換算することが困難な政策が多く、効率性の観点からの評価を行う場合は、把握された効果が、政策効果全体を表現する上で適切かどうか、十分に検討する必要がある。

3. 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより評価を行う。

4. 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより評価を行う。その際、政策の特性に応じて、男女共同参画の視点から、男女それぞれの状況にも留意する。

5. 優先性

当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより評価を行う。

例えば、法律の制定、社会的状況等に起因する当該政策の緊急性、他の政策への波及効果の大きさ、事業の即効性等を明らかにすることにより、当該政策の優先性を示す。

6. 相当性

租税特別措置に関する評価に当たっては、1から5までの観点に加え、補助金、規制等の他の政策手段でなく、租税特別措置等によることが最適であるか、また、他の政策手段と併せて租税特別措置等を講じようとする場合には、適切な役割分担となっているかを明らかにすることにより評価を行う。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いる。その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる。この場合において、政策の特性に応じ、男女共同参画の視点から、当該政策を実施することで男女別にどのような影響が見込まれるか、実際にどのような結果が生じたかなどを分析・評価（男女別に異なる影響や結果が生じていないことを確認することを含む。）する。また、政策効果の定量的な把握が困難である場合や、定量化された分析により把握されたもののみで

は政策効果全体を十分に把握できていない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いる。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図る。

政策所管部局は、合理的な根拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）の観点も十分に踏まえつつ、政策効果の把握に有用な情報・データであるが整備されていないものについても、収集・分析に努めるものとする。また、指標の設定に際しては、データの対象範囲や具体的な達成手段との関係について十分考慮するとともに、設定後にも、その適切性を検討し、必要に応じ見直しを図る。

第5 事前評価の実施に関する事項

事前評価の対象とその実施方法は、以下のとおりとする。

1. 新規・拡充事業に関する評価

毎年度、文部科学省所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）（以下「施行令」という。）第3条第1号から第5号までに掲げる政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価方式により実施する。

この場合、各事前評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。

このうち、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成29年4月1日文部科学大臣決定）等を踏まえて、事業評価方式により実施するものとする。

また、評価の実施に当たっては、行政事業レビューとの整合性の確保に留意する。

2. 規制に関する評価

毎年度、文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価方式により実施する。

3. 租税特別措置等に関する評価

毎年度、文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として、税制改正要望に先立って、その要望ごとに、事業評価方式により実施する。

4. その他の事前評価

文部科学省所管行政に係る上記以外の事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）に定めるところにより、事業評価方式により実施する。

第6 事後評価の実施に関する事項

事後評価の対象とその実施方法は、以下のとおりとする。

1. 文部科学省の政策全般に関する評価

目標や達成手段に関する事前の想定をあらかじめ整理・公表するため、毎年度、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）」に基づき、全ての施策について事前分析表を作成し、公表する。

また、「文部科学省の使命と政策目標」（別紙1）に掲げる文部科学省の所管行政に係る政策について、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、別紙2に定める各年度において、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価方式により実施する。その際、目標達成のために用いた政策手段（事務事業、規制、税制等）の実績等についても検証する。

なお、評価を行わない年度においては、目標の達成度に関して、毎年度実績の測定（モニタリング）を行い、前述の事前分析表に記入することとする。

また、教育振興基本計画、科学技術・イノベーション基本計画、スポーツ基本計画及び文化芸術推進基本計画における目標及び指標との整合性にも留意する。

2. 特定のテーマに関する評価

文部科学省の所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価方式により実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。

3. 規制に関する評価

文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、事前評価時に定めた時期を踏まえ、事後評価を実施する。

4. 租税特別措置等に関する評価

文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として事前評価を実施した税制改正要望について、その要望ごとに、5年後を

めどとして事後評価を実施する。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

5. その他の事後評価

1及び2に掲げるもののほか、事前評価を実施した事務事業の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業評価方式により実施する。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、文部科学省が行う政策評価に関する事項について助言を得る。有識者会議の検討事項及び運営に関しては、別に定める。

第8 政策評価の結果の政策への反映等に関する事項

政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映等を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。

第9 政策評価に関する情報の公表に関する事項

1. 評価書等に関する情報の公開

評価書の作成に当たっては、政策評価の結果を検証できるようにするため、可能な限り具体的に記載し、評価の際に使用した仮定、外部要因等についても明らかにする。また、評価に当たって使用したデータについては、出典等を明らかにする。

評価書や政策評価の結果の政策への反映状況等の公表に当たっては、国民が容易にその内容を把握できるよう、文部科学省ホームページへの掲載等により行う。

2. 政策評価に関する有識者会議における情報の公開

有識者会議は、原則公開とする。

詳細は、別途有識者会議において定める。

第10 政策評価の実施体制等に関する事項

1. 実施体制

(1) サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官は、次に掲げる事項について担当する。

- 政策評価に関する重要事項の企画・立案の総括整理
 - ・ 基本計画及び実施計画の策定・改定に関する企画・立案
 - ・ 政策評価と予算・法令等との連携方策の検討
- 政策所管部局の実施した政策評価の審査
- 政策評価の結果の政策への反映の推進
 - ・ 予算概算要求に関する予算省議等への参画
 - ・ 政策評価の結果の反映状況に関するヒアリング等を通じた点検・指導
- 管理職職員等に対する政策評価に関する研修会の開催

(2) 政策評価担当組織

政策評価担当組織は、大臣官房政策課政策推進室とする。政策推進室は、次に掲げる事項について担当する。

- 所管行政の政策評価に関する基本的事項の企画・立案の関係事務
- 評価書の取りまとめ等の政策評価関係事務の総括
- 政策評価の質の向上に係る調査研究・研修会等の各種業務の実施
- 政策評価に関する有識者会議の庶務

なお、政策推進室は、大臣官房会計課の参画を得て、事後評価（実績評価方式）に関する「政策評価ヒアリング」を実施するなど、政策評価と予算・法令等の連携の推進を図るための各種業務を担当する。

また、研究開発の評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づき、政策所管部局が行う評価を科学技術・学術政策局研究開発戦略課が取りまとめる。

(3) 政策所管部局

政策所管部局は、所管する政策について評価を行い、評価書を作成する。

また、評価書の内容を意識し、日々の業務の改善に生かすよう努める。

(4) 局長等会議、筆頭課長等会議

必要に応じ、政策評価に関する主要事項等について局長等会議や筆頭課長等会議に付議する。

2. 職員の評価能力の向上

政策評価は、各部局が主体的に取り組むことが必要であることから、全部局の担当職員の政策評価に係る能力を向上させることを目指す。このため、政策推進室が中心となって、政策評価に関する各種情報を職員に広く、時宜に即して提供するとともに、研修会等を開催するなど、職員の政策評価についての理解促進、意識向上に恒常的に努める。また、管理職職員等を対象とした研修会を開催するなど、政策評価の意義や手法に関する意識改革を図る。

第11 その他政策評価の実施に関する必要な事項

1. 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、政策推進室がその任に当たることとし、文部科学省ホームページ等を活用して、窓口について積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

2. 地方公共団体等との連携・協力

文部科学省の政策の実施に当たっては、地方公共団体等との密接な連携が不可欠であることから、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し、必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体等との適切な連携・協力を図るものとする。

3. 他の枠組みに基づく評価との整合性

基本計画に基づく政策評価の実施に当たっては、教育振興基本計画、科学技術・イノベーション基本計画、スポーツ基本計画及び文化芸術推進基本計画のフォローアップ、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に基づく研究開発の評価、予算執行等に係る取組等の作業と十分な整合性を確保するなど、政策推進室及び関係部局が連携を図り、政策所管部局の過重な負担を避ける。

4. 実施計画

基本計画に定めるもののほか、文部科学省が行う政策評価の実施に関し必要な事項は、実施計画で定める。

第12 基本計画の見直し

基本計画については、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要が生じた場合には計画期

間内においても所要の見直しを行う。

また、「文部科学省の使命と政策目標」（別紙1）についても、評価を積み重ねていく中で、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

文部科学省の使命と政策目標

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。

- 施策目標1-1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進
- 施策目標1-2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化
- 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保
- 施策目標1-4 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上
- 施策目標1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 健やかな体の育成
- 施策目標2-4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標2-6 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標2-7 幼児教育の振興
- 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。

- 施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。

- 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

- 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

- 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

企業、大学、公的研究機関等の多様な主体の連携や国際ネットワークの構築等を戦略的に推進することにより、社会の諸課題への確に対応するとともにイノベーションの創出を図る。

- 施策目標7-1 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成
- 施策目標7-2 様々な社会課題を解決するための総合知の活用
- 施策目標7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

科学技術・イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤の強化、研究のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する。

- 施策目標8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化
- 施策目標8-2 基礎研究・学術研究の振興
- 施策目標8-3 オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進
- 施策目標8-4 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現

政策目標9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応

国内外で顕在化している重要政策課題に対応する基盤・応用分野における研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。

- 施策目標9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化
- 施策目標9-2 環境・エネルギーに関する課題への対応
- 施策目標9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応
- 施策目標9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応
- 施策目標9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進

政策目標10 原子力事故による被害者の救済

原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。

- 施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
- 施策目標10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標11 スポーツの振興

世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

- 施策目標11-1 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現
- 施策目標11-2 東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築
- 施策目標11-3 スポーツDXの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化
- 施策目標11-4 スポーツを通じた社会課題の解決

政策目標12 文化芸術の振興

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

- 施策目標12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実
- 施策目標12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現
- 施策目標12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現
- 施策目標12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。

- 施策目標13-1 国際交流の推進
- 施策目標13-2 国際協力の推進

文部科学省政策評価(事後評価)実施年度

| 施策番号 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--|--------|-------|-------|--------------------|-------|
| 1 | 新しい時代に向けた教育政策の推進 | | | | | |
| 1 | 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進 | | ● | | | |
| 2 | 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化 | | | | ● | |
| 3 | 魅力ある教育人材の養成・確保 | | | | ● | |
| 4 | 生涯を通じた学習機会の拡大 | | | | ● | |
| 5 | 家庭・地域の教育力の向上 | | | | ● | |
| 6 | 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進 | | | | ● | |
| 2 | 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり | | | | | |
| 1 | 確かな学力の育成 | | | | ● | |
| 2 | 豊かな心の育成 | ● | | | | |
| 3 | 健やかな体の育成 | | | | ● | |
| 4 | 地域住民に開かれた信頼される学校づくり | | | | ● | |
| 5 | 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進 | | ● | | | |
| 6 | 教育機会の確保のための支援づくり | | ● | | | |
| 7 | 幼児教育の振興 | | | | ● | |
| 8 | 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進 | | | | ● | |
| 3 | 義務教育の機会均等と水準の維持向上 | | | | | |
| 1 | 義務教育に必要な教職員の確保 | | | | ● | |
| 4 | 個性が輝く高等教育の振興 | | | | | |
| 1 | 大学などにおける教育研究の質の向上 | | | | ● | |
| 2 | 大学などにおける教育研究基盤の整備 | | ● | | | |
| 5 | 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 | | | | | |
| 1 | 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進 | | ● | | | |
| 6 | 私学の振興 | | | | | |
| 1 | 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 | | ● | | | |
| 7 | Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 | | | | | |
| 1 | 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 | | | | | ● |
| 2 | 様々な社会課題を解決するための総合知の活用 | | ● | | | |
| 3 | 科学技術の国際活動の戦略的推進 | | | ● | | |
| 8 | 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化 | | | | | |
| 1 | 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化 | | | | | ● |
| 2 | 基礎研究・学術研究の振興 | | | | | ● |
| 3 | オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進 | | | | | ● |
| 4 | 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現 | | | | | ● |
| 9 | 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応 | | | | | |
| 1 | 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化 | | | | | ● |
| 2 | 環境・エネルギーに関する課題への対応 | | | ● | | |
| 3 | 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応 | | | ● | | |
| 4 | 安全・安心の確保に関する課題への対応 | | ● | | | |
| 5 | 国家戦略上重要な基幹技術の推進 | | ● | | | |
| 10 | 原子力事故による被害者の救済 | | | | | |
| 1 | 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保 | ● | | | | |
| 2 | 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施 | | | | | |
| 11 | スポーツの振興 | | | | | |
| 1 | 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現 | | | | | |
| 2 | 東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築 | | | | | |
| 3 | スポーツDXの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化 | | | | | |
| 4 | スポーツを通じた社会課題の解決 | | | | | |
| | | | | | 令和4年度までに事後評価を実施済み。 | |
| 12 | 文化芸術の振興 | | | | | |
| 1 | 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 | | | | ● | |
| 2 | 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現 | | | | ● | |
| 3 | 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現 | | | | ● | |
| 4 | 文化芸術を推進するプラットフォームの形成 | | | | ● | |
| 13 | 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 | | | | | |
| 1 | 国際交流の推進 | | | | ● | |
| 2 | 国際協力の推進 | ● | | | | |
| | 教育分野 | 2 | 6 | 0 | 13 | 0 |
| | 科学技術・学術分野 | 1 | 3 | 3 | 0 | 6 |
| | スポーツ分野 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 文化分野 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| | | 4 | 10 | 4 | 17 | 7 |